

◎請負代金内訳書の提出について

- ・平戸市工事請負契約書約款の一部改正に伴い、同契約書第3条に定める請負代金内訳書について、下記のとおり取り扱うこととします。

○実施時期及び対象案件について

- ・令和5年4月1日以降に入札公告又は入札執行通知を行う全ての建設工事が対象になります。

※契約書を作成しない工事（請書、変更契約書）は除きます。

○様式及び内容について

- ・様式は任意とします。（別添参考様式参照）  
ただし、商号又は名称、代表者氏名、住所、工事名、契約年月日及び工期を記載すること。
- ・請負代金内訳書には、工事に従事する現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額（以下「法定福利費」）を明示すること。
- ・法定福利費の明示にあたっては、工事価格に対して内訳明示することによいものとする。

○提出方法について

- ・契約締結後30日以内に平戸市財務部企画財政課契約管財班へ提出すること。ただし、受注者が入札時に提出した工事費内訳書に法定福利費が明示されている場合の提出は不要。